

論 文

明治期における岩手県の郵便ネットワークの伸展

小原 宏

1 はじめに

明治5年(1872)年7月、東京から北は函館まで郵便局網が延伸された。その際、北東北から函館に至る主要ルートは当初、秋田県から青森県の下北半島を通して箱館(後の函館)に至るものであった。本稿では、北東北でそのルートから外れた岩手県のうち後に県の公用便送達ルートの末端の一つに位置することとなった種市を含む九戸郡(同県沿岸北部)に着目し、明治以前からの公用通信の仕組みの利用から郵便利用への切り替えの経過を追うことにより、郵便ネットワークの伸展としては後進ともいえる地域においてどのような下地の上に郵便ネットワークが築かれ、公用通信を取り込んでいったのかを確認する。そのような過程を順を追って確認することにより、より先進的な地域はもとより全国的にも郵便ネットワークが公用通信を担い得るサービスレベルに達していく様子がより普遍的に推測可能となるのではなかろうか。また、これまで定性的に述べられることの多かった府県等独自の公用便の使用から郵便利用への切り替えの要因について、より定量的な確認を試みる。これにより、当時の府県がどの程度の負担軽減となったかを検討し、その切り替えが経済合理性に合致したものであったかを明らかにする。さらに、同県の郡別の郵便局数の推移と郵便需要や社会・経済の状況を概観し、その時期の郵便ネットワークの一層の進展にかかわる背景を検討するとともに、郵便局ネットワークを担った人々がどのような背景を持っていたかについても明らかにすることを試みる。

2 全国展開直後からの北東北から箱館への郵便線路

我が国の新式郵便は明治4年3月1日(1871年4月20日)に東京-京都-大阪間で開始され、5年7月には全国に郵便取扱所が設置されて、創業から1年4か月でほぼ全国的な郵便局網ができあがった。その際、東京以北は北海道の箱館まで郵便取扱所が設置されて郵便線路が延伸されたが、そのうちの北東北部分は当初、米沢から秋田、青森、大間⁽¹⁾を経る経路が主要線路とされ、そのルートを含む主要な郵便線路の設定情報が担当部署(郵便寮)を所管する大蔵省から太政官に届けられた⁽²⁾。この情報によれば、東京から各地への主要線路のうち岩手県内は盛岡までであり、それより北は枝道扱いであった⁽³⁾(下線は引用者。以下同じ)。

明治五年七月五日

東京ヨリ諸道へ郵便差立ノ日割ヲ定

1 函館市(1980)には、それまで主に津軽半島の三厩-松前の福山という西部ルートによっていた津軽海峡の横断航路が箱館等に赴くのに遠回りだったため、寛政11年(1799)に下北半島の佐井・大洞-箱館ルートを開始して東部の本線とした旨の記述がある(447ページ参照)。

2 『太政類典 第六類』第二編第百八十六卷運漕十二陸運郵便一

大蔵省届

各道郵便差立日割別紙ノ通相定候間此段御届申候也 七月五日 大蔵

但郵便道明細記ノ儀ハ駅通寮巡廻員中ヨリ可差越書類満備ノ上相撰積ニ有之候「東京ヨリ諸道、郵便差立日割記」

一 東海道筋西京大阪ヲ経テ中国道中夫ヨリ肥前長崎ニ至ル 毎日

…… (中略) ……

一 米沢山形秋田青森ヲ経テ陸奥国大間ヨリ箱館ニ至ル 丁日

一 南部盛岡ニ至ル 半日

…… (中略) ……

右之外枝道往復ノ日割ハ郵便道明細記ニテ可知事

…… (中略) ……

駅通寮 (七日 駅通寮) (引用者注：カッコ内は2段の分ち書き)

…… (以下略) ……

このような岩手県の郵便であったが、翌年の大蔵省から太政官への届けによれば、少なくとも前述の届けから約1年後の6年6月には盛岡より北も東京-箱館間の主要経路の一つとして各府県に達せられた⁽⁴⁾。この内容から、この時点の郵便線路は仙台-盛岡-大間ルートのほうが福島-最上-青森-大間ルートより1割以上短い里程であったことが分かる。

明治六年二月十五日 大蔵省届 (各府県への発出は六月)

両京ヨリ各府県ニ至ル郵便線路ヲ仮定ス

従両京各府県へ相ノ里程相定別紙ノ通り相達候間里程表相添此段御届申上候也 二月十九日 大蔵

…… (中略) ……

東京 - 箱館 陸前国仙台通盛岡ヲ経テ大間通 二百七十里十五丁五十八間

福島ヨリ最上通青森ヲ経テ同 二百四十七里二十二丁六間

…… (以下略) ……

③ 岩手県の郵便局ネットワークの伸展

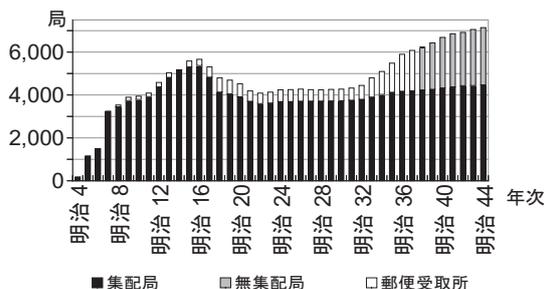
郵便創業からの全国の郵便局⁽⁵⁾数の推移は図1のとおりであり、岩手県で郵便が開始された明治5年(1872)7月以降の同県の郵便局数の推移は図2のとおりである。

同県の郵便開始初年である5年には19か所に設置され、7年には3倍の61か所となり、13年に75局および16年に100局と2段の伸びがあったが、18年にかけて16年より前の水準まで調整

3 枝道扱いではあったが、ルート自体は存在しており、定日の発受もなされていた。内閣文庫『府県史料 青森県歴史 第十二冊』の「政治之部 駅通」の明治5年7月9日の布令をみると、青森以南のルートは盛岡通りと秋田通りの2線があり、福島函館両所より盛岡通は毎月2、5、8の日差起、同所より秋田通3、6、9の日差起とある。また青森起点の郵便取扱所が明示されており、岩手方面は小湊、野辺地、七戸、五戸、三戸および一戸(当時は青森県)と青森県東部を南下するものであった(一戸から先は岩手県内に入り、沼宮内、渋民を経て盛岡に至る)。これには函館方面と秋田方面もあり、前者は小湊、野辺地、横浜、田名部、大畑および大間と下北半島を北上するものであった。なお、後に主要経路となる八戸も記述があるが、この時期は五戸からの脇道(支線)となっていた。

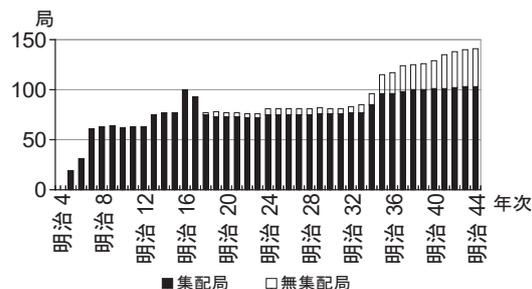
4 『太政類典 第六類』第二編第百八十六卷運漕十二陸運郵便一

5 郵便役所、郵便取扱所、分局、支局、郵便電信局、郵便受取所および郵便電信受取所を含む。以下同じ。



出所：郵政省（1971b）第1表より作成。

図1 全国の郵便局数



出所：山口（1980）および田辺編近辻校訂（2015）より作成。
図4も同じ。
備考：無集配局には郵便受取所を含む。

図2 岩手県の郵便局数

された。その後は24年に若干の増が見られるものの31年まではほぼ横ばいを続けた後、明治末に向けて増加を続け明治末には140局を超えた。これらの増減の傾向は、概ね全国の総局数の推移に合致しているが、16年までの間の増加については全国のもが順次増加しているところが若干異なる。これは、各府県の増加時期がずれており増加幅も異なっているものを集約した結果である⁽⁶⁾と考えられ、その背景には田原啓祐（1999）⁽⁷⁾や井上卓朗（2011）が指摘する公用通信インフラの郵便ネットワークへの取り込みの進み具合の差異があると考えられる。そこで、以下では明治初期においては郵便ネットワークの伸展の視点からはいわば後進的な地域ともいえる岩手県における公用便の利用に着目して同県内の状況をみていく。

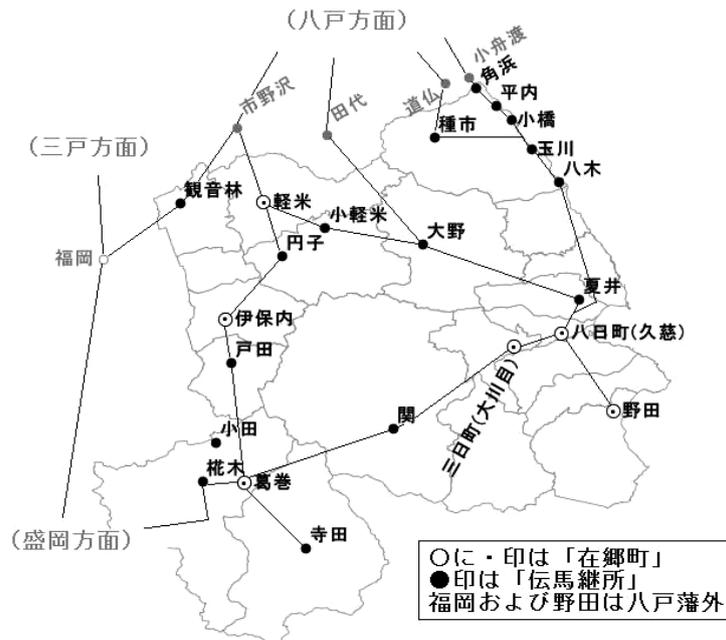
(1) 郵便利用への切り替え前

郵便開始当初から急速に進展していった同県の郵便ネットワークの整備要因については、藪内吉彦（1975）等の多くの先行研究が指摘するように、明治維新より前からの宿駅制度や飛脚の下地があったためであるといえるが、そのような状況の下で田原（1999）が指摘するような郵便ネットワークの未充実もあり、しばらくの間は県の公用通信が全面的に郵便に委ねられることはなかった。井上（2011）は「公用通信が各府県による自前の送達方法によって行なわれた最大の理由は郵便制度が府県の発する公状等を定められた期限内に管内全域へ届ける能力をまだ持っていなかった」ことを指摘し、そのため府県が自前の公用通信の送達方法により実施していたことを述べている。

そこで、まず、後の岩手県域における郵便制度の導入前の公用便伝達ルートの事例として、九戸郡の明治維新前の状況をみておく。近世の種市を含む岩手県北東部から青森県東部にかけては南部藩の支藩である八戸藩（2万石）の版図であり、その域内には八戸を中心とした街道や往還と伝馬継所による交通・通信網が存在した。図3を西（図の左側）からみると、三戸方面から福岡（二戸）を通過して盛岡に延びる奥州街道（箱館街道）があり、その街道を福岡で分岐して八戸に向かう上街道上には明治9年に郵便局が置かれることとなる観音林伝馬継所が認められ、さらに八戸方面には市野沢伝馬継所があって軽米方面からの九戸街道と合流してい

6 例えば、長野県は13年度まで徐々に増加し16年度にも増加が認められるが16年度のそれは増加の幅が小さい。和歌山県は13年に急増し16年度の増加はない。奈良県は13年度の増加はなく15年度に急増した（長野県は小原（2017）図3、和歌山県は小原（2018）図2および奈良県は小原（2020）図6を参照されたい）。

7 田原（1999）は、公用郵便制度の展開が地方郵便網の発達に果たした役割について滋賀県の事例を追いつ、明治前期における中央政府が進める公用文書の郵便への取り込み策としての「地方管内官民往復郵便」と「地方約束郵便」の果たした役割や中央政府の積極姿勢に対する同県の慎重な対応の実態を明らかにするとともに、その慎重姿勢の要因としての郵便線路の未充実を挙げている。



出所：種市町史編さん委員会（2006）791ページ図1より作成。
 備考：同図には「『八戸藩の交通』三浦忠司著をもとに、安政2年『南部領内図』盛岡中央公民館所蔵 岩手県『歴史の道』調査報告書 岩手県教育委員会等により作成」とある。

図3 八戸藩の伝馬継所（安政2年）

る。この九戸街道上には北から軽米、伊保内および葛巻といった在郷町があるが、これら3か所はいずれも7年に郵便局が置かれることとなる。その東側には八戸から久慈に至る久慈街道があり、同街道上には6年に郵便局が置かれることとなる大野伝馬継所および5年当初から郵便局が置かれることとなる在郷町の久慈がある。さらに海岸線には浜街道があり、八戸から種市伝馬継所を経て小橋と玉川の間合流する新井田街道・種市街道があり、これらの九戸郡内の東側の街道筋では13年の種市が最も早い郵便局の設置となる。

また、種市町史編さん委員会（2006）は「八戸藩領内にも城下と各代官所を結ぶ一里飛脚という通信制度があった」とし、「およそ一里ごとに中継点を設け、藩の書状などを宿継ぎして次に送る制度であり、継飛脚とも呼ばれた。」とした上、前出の観音林などに一里継所が置かれていたことを紹介している。

さらに、岩手県（1963）には、幕末期に外国船出沒のため沿岸警備をする必要があった同県内で、急を要する対応のため以下の連絡が行なわれた事例が示されている。

飛脚ヲ以令啓達候。然ハ海岸御備為御用目付滝沢八右衛門……明六日爰元江御参着候之配府来候。依之御自分御用有之候間、此状参着次第早速出立可被相詰候。

右申込候。 已上

（文化五年）正月五日

浦田左右

赤沢儀右衛門

久慈吉六殿

……（以下略）……

次に、明治維新後の状況についてみる。内閣文庫『岩手県史 卷之十一』（政治部第十二 駅通）の明治3年4月の項には「一里番ノ給米ヲ改定ス先是藩用書状宿駅継送りノ料ニ充ンカタ

メ郡村宿駅アル箇所ニ小物成役銭ヲ除キ又ハ宅地ノ地子銭ヲ免除シ無賃ニテセリ……」とあり、この時期の藩庁の公用通信が宿駅継送りにより行なわれていたことが分かる。また、4年9月28日の項には「布告書類継送方是迄ノ仕来都テ相廢シ来月朔日ヨリ賃銭添ニテ遞送セシム」とあり、その送達方法について費用の負担方法が改正されたことも分かる。

その後、『岩手県布達全書 明治八年 五』に掲載された8年4月の「公便遞送法発行の件」をみると、同月に「管内公便遞送法」が実施されて⁽⁸⁾、県内に県独自のルートを設定して県庁—郡役所間および各郡役所間の公用便を毎月6往復（県庁から末端の扱所までは5、10、15、20、25および30日の計6回発、逆は3、8、13、18、23および28日の計6回発）することとされた。

庶務 第五号 三月三十一日

管内区画改正御用状遞送方法別紙凡例並絵図表記ノ通相定メ来ル四月十日ヨリ施行候條夫々規則ニ照シ無遅滞伝送可取扱候此旨布達候事

公便遞送法凡例

第一章

管内公便遞送ハ県庁ヨリ各扱所ニ達シ各扱所ヨリ県庁ニ上申スル御用状及ヒ甲区ヨリ乙区ニ往復スル公事通書ノ便利ニ供シ毎事往復ノ冗費省クヲ旨トス

但私事相互ノ通文ハ此便ニ托ス可カラズ

第二章～第四章 (略)

第五章

線路切断シ或ハ自然回達ノ留トナルモノハ……之ヲ端立扱所トシ又線路ノ中央ニ位シテ岐道輻輳スル扱所ハ中立扱所トス ……

端立扱所

上平沢 釜石 …… 種市 駒木野

……

一 端立扱所ハ庁下ヲ發順路ヲ經過シテ終ニ回達ノ止リト成或ハ県庁ニ上申スル遞送ヲ起發シテ線路ニ通スルヲ法トス ……

遞送定日

一 庁下ヨリ各扱所へ發出 毎月五ノ日午前六時 ……

一 端立扱所ヨリ庁下へ發出 毎月三ノ日午前六時 ……

第六章 (略)

第七章

昼間ノ賃銭ハ各定額ヲ以テ給与シ点燈ヨリ減燈マテハ定額ニ五割増ヲ加フ

第八章～第十六章 (略)

第十七章

遞送方法ヲ施行スル上ハ百事必ス緩急ヲ計リ尋常ノ上陳ハ定便ノ日ヲ期シテ托スヘシ急務ハ此限ニ非スト雖モ漫ニ冗ヲ以テ經費ヲ加可カラズ

第十八章

遞送御用状賃ハ都テ其經過スル扱所ニテ支払置追テ扱所ノ諸費勘定仕上ノ節一同勘定書差出

8 明治6年4月1日から「郵便規則并罰則」の「郵便犯罪罰則」第13条により書状の遞送配達には郵便頭のみが扱うこととされたが、同条第3号により「諸官状公令公訴の書状」はその例外とされていた。

スヘシ

第十九章 (略)

「御用状入記」、「継立證」及び「遞送到着證」 (略)

「送遞線路表」 第一線～第十線 (略)

この末尾に掲げられた「送遞線路表」をみると、盛岡起点の10方面およびそれらの経路の途中から分岐する経路上の扱所間ごとの里程、所要時間、所要賃銭、盛岡からの里程および出発から到着までの所要時間が掲げられていた。この起点および分岐点とそれぞれの末端との間の所要賃銭は表1のとおりであり、これら総ての経路の賃銭の合計は12円19銭6厘2毛となる。

この達では「賃銭」が都度のものか月間のものか明示がないが、小原(2015)の福岡県甘木郵便局と比良松郵便局との間の通送賃が1kmごとに1回当たり1.28銭であったことを勘案すれば都度のものと考えるのが妥当であろう。これを踏まえて年間の県全体の賃銭を算出すると、「第5章」の「遞送定日」のとおり月6往復で12か月のすべての発出があるとすれば、12円19銭6厘2毛の72倍で878円12銭6厘4毛となる。また、この賃銭単価については、夜間(点灯から減灯まで)は5割増しであること(第7章)や平常の上申は定日の発出に托すべきものであるが急務はこの限りでないこと(第17章)などから、実際の公便通送にかかる費用はこの額を超えるものであった。さらに、「第18章」の規定からこの費用は扱所間の輸送にかかる直接の費用のみの額であると考えられ、この送達の仕組み全体を維持するためには、これ以外に各扱所での発受等の事務にかかる人件費や扱所の維持にかかる物件費のようなものが必要であることから、より多くの費用を要したであろう。

さらに、県内の各村役場(戸長役場)が授受するものは小走りまたは小使により配送される仕組みであり、後者の給料は12年5月時点で2円50銭で地方税から支出されていた(『岩手県布達全書 明治十二年 二』)から、公用通信全体を取り扱う仕組みとなれば、その費用は更に大きなものとなった。

	始点	終点	里程	賃銭計		始点	終点	里程	賃銭計
第1線	盛岡	湯田	21.14.35	75.04	第4線続き	川井	小国	4.28.00	23.90
	仙北町	上平沢	5.19.00	19.35		宮古	普代	15.32.44	82.81
	仙北町	北郡山	4.20.00	15.94	第5線	盛岡	加賀野	0.08.00	1.70
	好地	横田	12.00.00	46.71	第6線	盛岡	普代	26.40.42	137.00
	好地	大興寺	1.00.00	3.50	第7線	空白			
	里川口	太田	3.15.36	11.68	第8線	盛岡	種市	45.07.47	219.74
	里川口	豎川目	7.22.30	22.15		葛巻	普代	13.21.55	102.37
	里川口	平沢	1.22.42	5.69		大川目	大崎	1.00.00	5.00
	黒沢尻	下鬼柳	0.18.00	1.50	第9線	盛岡	寺田	8.13.20	31.98
第2線	盛岡	釜石	25.31.40	115.45	第10線	盛岡	湯田	19.19.34	80.12
第3線	盛岡	根田茂	5.00.00	24.00		雫石	駒木野	1.20.01	6.44
第4線	川目	釜石	19.05.11	187.55	計				1,219.62

出所：岩手県 明治8年3月31日 庶務 第五号(公便通送法発行の件)の「送遞線路表」より作成。
備考：里程のXX.YY.ZZはXX里YY町ZZ間を表す。里程欄の計数は「送遞線路表」の経路ごとの各扱所間の里程の合算値であり、尺以下は切り捨て。賃銭計の計数の単位は銭。

表1 明治8年「管内公便通送法」の経路別賃銭

坤第七拾壹号 五月十日

村役所小走ノ儀ハ専ラ公文伝達等ノ為メ使用スルモノトス本年一月坤第八号及四月第百四十二号達村役所経費中小走ノ目ヲ掲ケタル處郡役所ヘノ遠近ト村内ノ広狭ニヨリ用向ノ繁閑各地一定不相成ニ付右小走給料ハ小使給料ト改正候條是迄置ク處ノ小走ヲ以テ小使ニ換ヘ給料貳圓五拾錢ハ地方税ヨリ支出スベキニ付公文書伝達等ノ儀ハ更ニ右小使使用スル歟或ハ村内ノ協議ヲ以テ別ニ小走ヲ備使スル等便宜為取計候様可致此旨相達候事

なお、同県による公便送達の仕組みは13年に廃止されて郵便を利用することとなる⁽⁹⁾が、廃止直前の県内の郵便事情をみると遅延が発生しており、郡役所の書記を郵便係兼務とするとともに、郡内の各局を臨局するまでになっていた（『明治十三年中岩手県布達全書（岩手県庶務課）』⁽¹⁰⁾）。

県乙第五十二号 四月十日

郵便事務ノ義ハ専ラ郵便物ヲシテ迅速通送セシムル等取計候ハ勿論ニ候處管内各郵便線路ノ内或ハ遅延ノ向モ有之不都合ニ候条自今一層注意可為致ニ付郡書記ノ内ヲ以テ郵便係ヲ兼務為致該事務取扱候様可致候尤係官時々巡回可為致候ニ付篤ト可遂協議此旨相達候事
但郵便係差置候上ハ人名可届出候事

(2) 県庁—郡役所間の送受の郵便利用への切り替え

そのような状況の中、明治13年6月には駅通局⁽¹¹⁾と県庁との間の契約が成って岩手県で「特別地方郵便」の利用が可能となり、同月10日付けで16日から従来の管内公便通送を廃止して県庁と郡役所との間の公文書等は書留郵便により送受することが達せられ、また、同月15日付けでその具体的な方法が達せられた。

県乙第八十二号 明治十三年六月十日

本月十六日管内公便通送ヲ相廢シ郡役所ヨリ是迄差立候公文書等ハ通常郵便ニ附シ都テ右ニ関スル郵便税ハ取纏メ駅通局ヘ納付スヘキニ付書留ヲ以テ通送可取計候尤別種ノ行囊適宜ニ調製シ郡役所名ヲ見易様記載シ封印ノ上郵便局ヘ可差出此旨相達候事
但県庁ヨリ差立之分モ前同様取計候條此旨相心得ヘク事

県乙第八十五号 明治十三年六月十五日

来ル十六日ヨリ公文往復ハ行囊エ入無税書留ヲ以テ郵便局ニ可差出旨相達候處高ナラサル品ハ県庁ヨリハ赤色紙ヲ以上封シ郡役所ヨリハ黄色紙ヲ用ヒ可為差出旨各郵便局ヘ相達置候間此旨相達候事

9 この仕組みの特徴や背景については井上（2011）が詳しい。井上（2011）は、明治11年7月の地方三新法（郡区町村編制法、府県規則および地方税規則）により地方自治体としての体裁が整えられて管内における通信の重要性がさらに高まりつつある中で、府県と駅通局とが個別に公文書送達の契約（約束）を結び、郵便で取り扱う公用通信を地域の実情に合った形で実施する制度であることを示し、その名称は「特別地方郵便」のほか「地方特別郵便」、「地方郵便特別法」または「地方郵便」と表記されることがあるとしている。

10 13年6月10日の県乙第81号では、郡役所の郵便係の者が郡内の各郵便局に調査のために出張する際には、携帯している里程帳の印章を郵便取扱役に示して証拠とするよう達せられた。

11 当時の中央政府における郵便事業の所管部署

この郵便利用の仕掛けと対象範囲については後日以下のとおり、県庁一郡役所間の公文のみ随時差し出しのものを県がまとめて年一括払いで1,500円を駅通局に納付するものであり、郡役所一村役場間のもは対象外であることが達せられた。

県乙第九十四号 六月二十五日

本年県乙第八十二号達公便通送ヲ廢シ候儀ハ從來定日ノ公便ヲ廢シ県庁郡役所間ノ公文ニ限り無税書留郵便ヲ以テ何時モ往復取扱其為メ公便通送費中ヨリ壹ヶ年金千五百円ヲ駅通局ニ納付致候手續ニ協議相整候儀ニ候條郡役所ヨリ發出スル手續ハ別製之行囊又ハ黄色紙之外皮ニ納メ最寄郵便局ニ差出可然儀ニ有之候此旨為心得相達候事

但郡村役所之間ニ從來設置候分ハ本文之限ニアラサル儀ト可相心得候事

この県独自の公便通送の仕組みを廃止して郵便の利用に切り替えることにより県にはどのような利点があったのであろうか。

同県の公便通送法で定められた輸送賃金は前述のとおり8年の実施時点で年間800円超と推測され、実際に制度の運営にかかる費用としては各扱所の運営費や維持費も必要であったと考えられる。また、その後の県域拡大（東西磐井郡等の県南部の岩手県への移行等）による経費増⁽¹²⁾もあったはずであり、13年の切り替え時点ではより多くの費用が必要だったと考えられる。さらに、郵便を利用することにより必要であれば毎日の発出が可能となったことから、これを従前の公便通送法の仕組みで対応するならば6日発送から30日発送となり輸送賃金だけでも単純計算で5倍の4,000円程度が必要となったであろう。隔日発送としても2,000円は必要であったと推測される。

社会・経済情勢の進展に伴って県一郡間の情報交流は進展していったであろうことから、より柔軟な公便の送受機会の必要も高まったことが考えられ、駅通局に年1,500円を納付して郵便を利用することは同県にとって費用を抑制しつつ利便性を向上させることができる制度変更であったといえよう。この時期に郵便がその需要に応え得るサービスレベルに達していたからこそ選択されたであろうことは推測に難くない⁽¹³⁾。

なお、この時期に同県内では13か所の郵便局の新設と1か所の廃止があったが、新設局のうち紫波郡の上平沢は表1に示した第1線の仙北町からの終点であり、北九戸郡の種市は第8線の盛岡からの終点であった。これら2地点への郵便局の設置は県の公便通送法の廃止により必要になった可能性がある。

県甲第一百五十三号 七月一日

管内ニ於テ郵便局廢置之箇所左之通ニ候條此旨布達候事

郵便局新設箇所

南岩手郡	梁川	中閉伊郡	門馬	全	川内	全	川井
東閉伊郡	茂市	紫波郡	上平沢	全	乙部	稗貫郡	大沢
東磐井郡	沖田	西閉伊郡	下宮守	南閉伊郡	甲子	北閉伊郡	門
北九戸郡	種市						

郵便局廃止ヶ所

12 少なくとも旧県境を跨ぐ区間の通送費は新たに発生したと考えられる。

13 田原（1999）でも滋賀県の判断には郵便ネットワークが利用に耐え得るかがポイントとなっていた。

北九戸郡 観音林

(3) 村役場等を含む公用便の郵便利用への切り替え

同県で村役場等を含む公文書の郵便利用への切り替えは16年4月に行なわれたが、その頃の郵便は「人力車」や「馬車」の利用により遞送速度が向上していたことがうかがえる。また、遞送の途上で一般車両と出会った場合は一般車両は道を譲るよう県から達せられていた（国立公文書館『岩手県史料45 明治16年甲布達』甲第六拾号）。

これより前の同年4月1日、県内に「約束郵便」が実施されて村役場等を含む公文書の郵便利用への切り替えが行なわれた。13年に開始された県庁および郡役所間のほか、戸長役場、浦役場等との間並びに住民あてのものまで対象とされ、実際の利用に当たっては、切手は貼らずに「公用」と朱記して差し出すこと、郵便料金は無料ではなく前納してあること、その取扱は輸送・集配とも一般の郵便物と合わせて行うことも達せられた（国立公文書館『岩手県史料43 明治16年丙達』）。

丙第三十号

郡役所

戸長役場

当管内約束郵便別紙方法ノ通来ル四月一日ヨリ実施候旨其筋ヨリ通知越候條此旨相達候事

縣令島惟精代理

明治十六年三月廿二日

巖手懸大書記官岡部綱紀

約束郵便

第一條

一 左ニ記載スル公用郵便物ハ一管内往復ヲ限り郵便切手ヲ貼付セサルモノトス

- 一 府懸庁
- 一 警察署
- 一 監獄署
- 一 郡区役所
- 一 右庁衙ニ属スル庁衙
- 一 右庁衙ノ吏員郡区長同書記
- 一 府懸立学校
- 一 同 病院
- 一 同 諸勸業場事務所
- 一 右府懸立学校病院諸勸業場事務所ノ吏員
- 一 戸長役場
- 一 浦役場
- 一 府懸会
- 一 常置委員会
- 一 戸長浦役人府懸会議員常置委員

ノ間互ニ往復スルモノ

- 一 府懸庁
- 一 警察署
- 一 監獄署
- 一 郡区役所
- 一 右庁衙ニ属スル庁衙
- 一 府懸立学校
- 一 同 病院
- 一 同 諸勸業場事務所

ヨリ始審治安輕罪違警罪裁判所及
ヒ人民ヘ達スルモノ

第二條・第三條（略）

第四條

- 一 第一條ニ掲載スル公用郵便物ハ壹箇毎ニ表面ニ公用ノ二字ヲ朱記シアルニ依リ此文字ヲ目的トシ差立局於テ税済ノ印ヲ捺押シ逋送又ハ配達スヘシ若シ差立局於テ税済ノ印脱落アルトキハ配達局ニテ捺押スヘシ

但税済ノ印ハ黒肉ヲ用フヘシ

第五條～第七條 (略)

第八條

- 一 公用郵便物ハ税前収ニテ無税ノ筋ニアラス故ニ有税郵便物同様諸表記載方ハ各其部類(書状ハ書状書籍ハ書籍等)ニ応シ算入方取計フヘシ

(引用者注：カッコ内は2段の分かち書き)

第九條 (略)

これらの郵便物のうち、郡役所および戸長役場からのものは、その差出物数等を把握するため、差し出した前月分の種類、重量別の通数を翌月10日までに県に報告することとされた(国立公文書館「岩手県史料43 明治16年丙達」丙第三十三号)。また、管内公用郵便物受渡手続により、差出しの際は甲乙の差出し票を準備して乙票を郵便物に添付し、到着後還付して突合して欠落があれば調査することとされた(国立公文書館「岩手県史料43 明治16年丙達」丙第七十五号)。

同年7月には同県の約束郵便の手続が改正され、差し出すことのできる者である該当庁衙の吏員ならびに郡区の長および書記に、郡区の御用掛および雇が加えられた。また、該当の官衙等のほか、それらの派出吏員も差し出すことができることとされた(国立公文書館『岩手県史料44 明治16年丙達 貳』)。

丙第八十号

郡役所

戸長役場

本年(四月)丙第三十号約束郵便第一條中左ノ通改訂追加候條此旨相達候事

(引用者注：カッコ内は2段の分かち書き)

縣令島惟精代理

明治十六年七月十六日

巖手懸大書記官岡部綱紀

- 一 第一條第一項第六ノ件左之通改訂ス
- 一 右庁衙ノ吏員郡区长郡区書記郡区御用掛及雇
- 一 第一條第二項ノ末段へ左ノ一件を追加ス
- 一 以上各所ノ派出吏員

なお、16年4月には同県内で23か所の郵便局の新設等⁽¹⁴⁾があったが、それらは同県の全域において実施されていた。

新設

南岩手郡 外山、藪川 東閉伊郡 津軽石 西閉伊郡 鮎貝 中閉伊郡 小国 南九戸郡 関

14 田辺編近辻校訂(2015)の25-41ページ(陸奥国、陸中国および陸前国)による。

北九戸郡 北侍浜 東和賀郡 横川目ノ内下村 西和賀郡 川尻、川舟 東磐井郡 松川、黄海、津谷川、猿沢、母体 西磐井郡 日形 稗貫郡 台 江刺郡 黒石、伊手、野手崎 気仙郡 綾里、越喜来 二戸郡 細野、兄川

廃止

東和賀郡 瀬畑

改称

西和賀郡 小繫→湯田ノ内杉名畑、越中畑→野々宿 稗貫郡 好地→石鳥谷

また、同年5月には県から各郵便局あてに管内約束郵便の実施に伴い200を超える函場の増設、郵便局の新設に伴う市内外の取扱の変更および各郵便局の配達地域の設定に関する達があった(山形村誌編さん委員会(2013))。

駅第三号

各郵便局

管内約束郵便実施ニ付、二百有余ノ箱場ヲ開設シ及ヒ新局開設等ノ為メ従来ノ各局ニ於イテ郵便物市内外配達部内ハ自ヲ変更相生候ニ付、更ニ別紙之通配達ヶ所相定メ候条、相心得可申此旨相達候事

明治十六年五月四日

岩手県令 島 惟精

岩手県管内郵便物配達区域表 (略)

さらに、設置された函場(箱場)の取集めは郵便物の有無にかかわらず隔日の実施とされたものが、後日、隔日の巡回をしない場合はその旨を届け出ることとされた(国立公文書館『岩手県史料44 明治16年丙達 貳』丙第百廿一号)。

なお、この同県の約束郵便は18年6月30日でその取扱が終了し、翌日から切手を貼った一般の郵便利用に切り替えられた。

丙第六十九号

郡役所

戸長役場

明治十六年三月丙第三十号ヲ以テ駅通局ト結約之上、管内約束郵便施行候旨相達候所、来ル十八年度ヨリ解約候條、都テノ郵便物ハ七月一日ヨリ切手貼用可差立、此旨相達候事

明治十八年六月廿五日

県令 石井省一郎代理

岩手県収税長 清宮 質

以上のように、全国との郵便局数の変動傾向が若干異なる岩手県について16年度までの公用通信の取扱の状況をみた結果、県独自の送達方法から郵便への切り替えは13年の県庁および郡役所と16年の戸長役場までの2段階で行なわれ、同じ年にそれぞれ郵便局の増設があったが、それらの時点の増局数は13年の12局(新設13、廃止1)に対して16年は22局(新設23、廃止1)となっており増加幅でみると倍増に近いものであった。16年のものは、4月1日からの管内約束郵便の実施に伴うものであった⁽¹⁵⁾が、その際、郵便局のほかに200か所を超える函場の設置もあり、増設か所を含む県内全域の函場の集配回数が郵便局の市外でも2日に1度とされたことから、同県においてはこの時期に町村が発受する公用通信の利用に耐え得る郵便サービスの

レベルに達したといえよう。

4 市郡別の郵便施設数、人口および経済の推移

次に県内の状況を地域ごとに概観するため、市および郡別に郵便局数、人口および経済の推移をみる。まず郵便局についてみると図4のとおりである。ほぼ全期を通して下閉伊郡が最多となっているが、多い年でも全体の17%弱であり飛び抜けて多いわけではない。

大きな変動をみると東磐井郡で明治16（1883）年に急増後18年までに急減した以外はそれほど大きな増減は認められない。東磐井郡のこの急減は、沖田、松川、黄海、津谷川、猿沢および母体の6局の廃止によるものであり、それらの局の設置および廃止の時期をみると、沖田局が13年設置であるほかはいずれも16年4月の設置であり、廃止は沖田局が18年7月および黄海局が18年1月であるほかはいずれも17年6月であった。

参考までに郵便切手売下所および函場の推移をみると図5および図6のとおりである。データが限定されているためおおまかな傾向の把握に留まるが、一部の市郡で明治末に若干の減少があるものの、概ね明治末に向けて増加傾向が認められる。44年の盛岡市の両者は郵便切手売下所の減少5か所に対して函場のそれは14か所と函場の減少幅が大きい。

次に引受および配達の通常郵便物数および小包郵便物の個数をみる。

まず、通常郵便物数については、引受および配達とも明治末に近づくほど盛岡市の物数が飛び抜けて多くなり、明治末で引受が他の郡の4倍から10倍程度、配達で2倍から5倍程度となっている。また、35年度から40年度までおよび44年度に横ばいまたは減少傾向が認められる。さらに、盛岡市は引受が配達の1.5倍程度あり、他の郡と比べて発信力の高さが認められる（図7および図8参照）。なお、隣接した市郡で逆方向の変動が認められる年次があり、地域の編入や設置か所の扱いの変更の可能性が推測される。

次に小包郵便物についてみると、傾向は通常郵便物と同様であり、他郡と比べた盛岡市の位

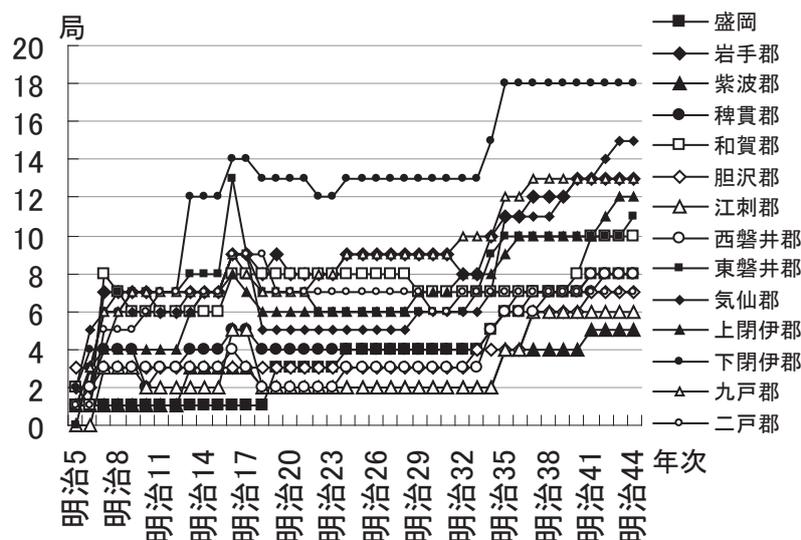
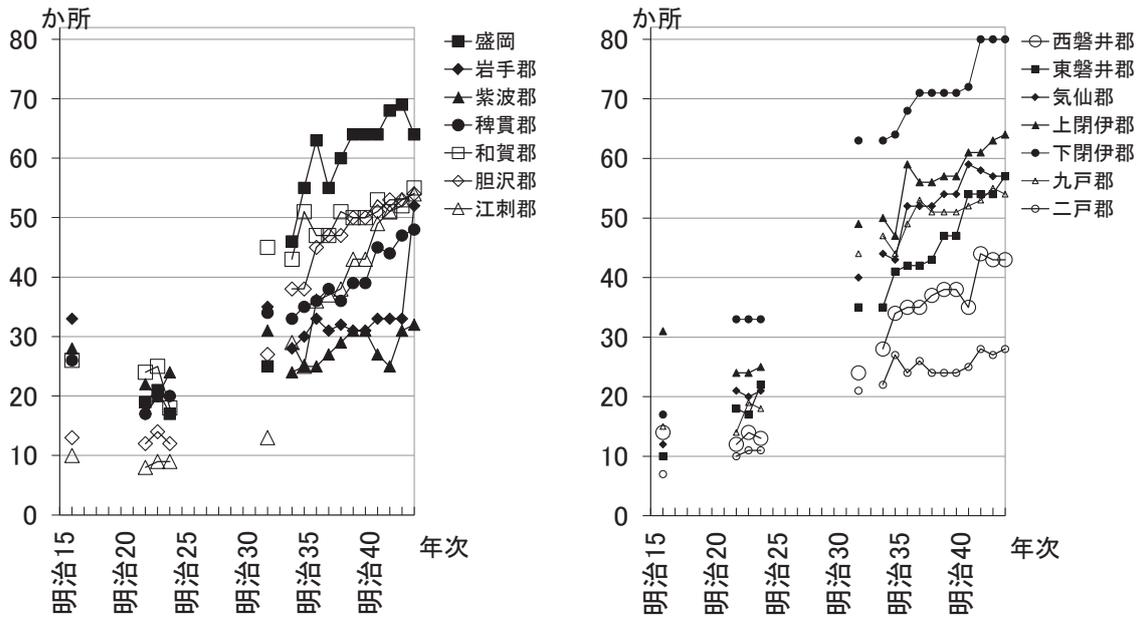


図4 岩手県の市郡別郵便局数

15 近辻（2018）の「データシート 郵便局の増設と特別郵便」では、都道府県別の特別郵便の実施日と郵便局の増設日の表が示され、実施日と増置日が同日の府県についても言及されており、岩手県は実施日不詳の扱いであったが、前述の県達とこれらの設置・廃止日からみて同県については同日（18年4月1日）実施であったといえよう。



出所：『岩手県統計表』および『岩手県統計書』各年より作成。図6から図12までについて同じ。

図5 岩手県の市郡別郵便切手売下所数

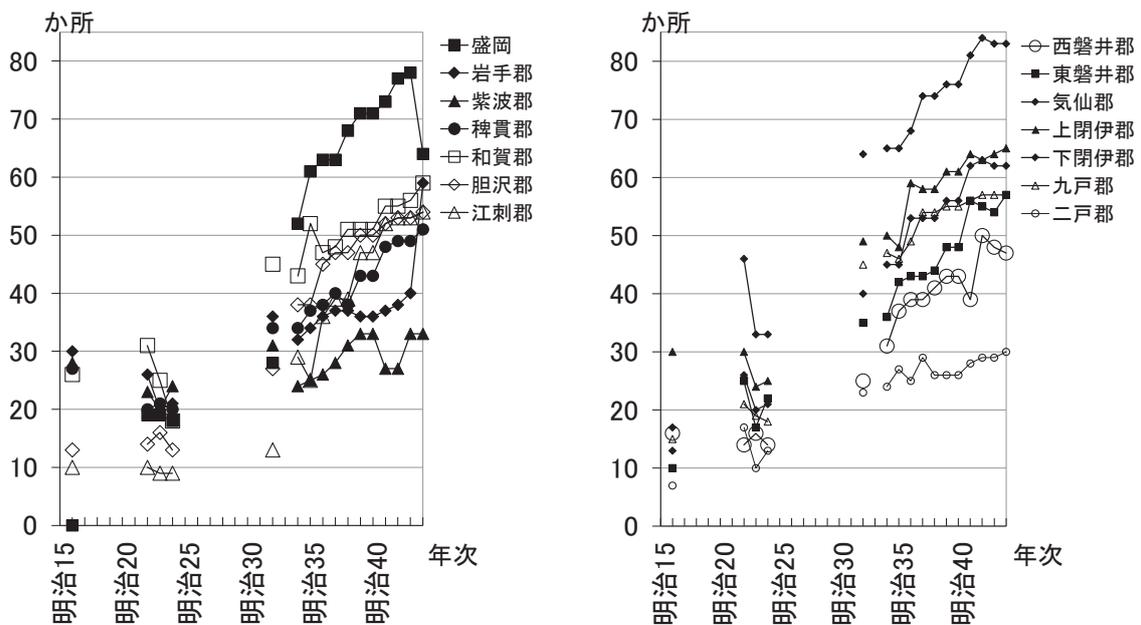


図6 岩手県の市郡別函場数

置も同様である。その中では、41年の引受配達ともに盛岡市で減少が見られるとともに盛岡市および複数の郡で44年の減少が認められる。なお、盛岡市の小包郵便物については通常郵便物の場合と異なり多くの郡と同様に引受個数を配達個数が上回っている(図9および図10参照)。

最後に、郵便利用に影響があると考えられる人口および産業についてその推移をみる。まず人口の推移をみると、盛岡市および各郡とも明治末に向かって増加傾向が認められるものの、通常郵便物数のような急増ではなく緩やかなものである。ここから、年々一人あたりの通数が増加していったことが分かり、郵便の利用が浸透していったことがうかがえる。なお、15年および16年の岩手郡(◆)が多いのは盛岡(■)を含んでいるためである(図11参照)。次に産業別の生産額の推移をみる。データの制約から県全体の40年台のみであるが、それをみると、同県の生産額の過半は農業が占めており、その増減に連動して全体の増減が変動している。双

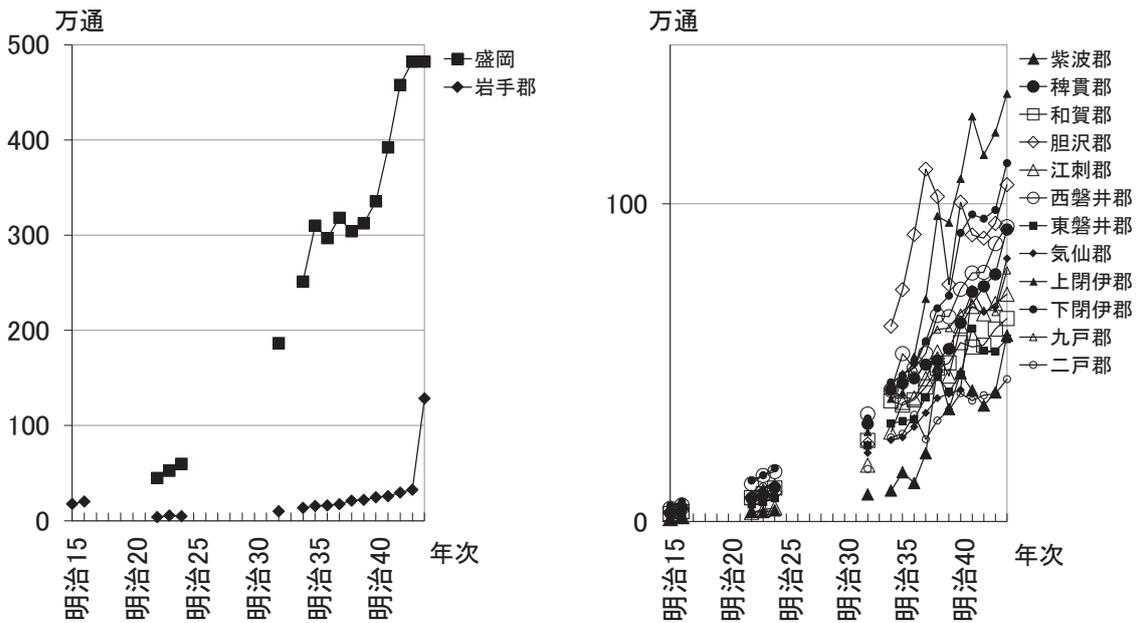


図7 岩手県の市郡別通常郵便物数（引受）

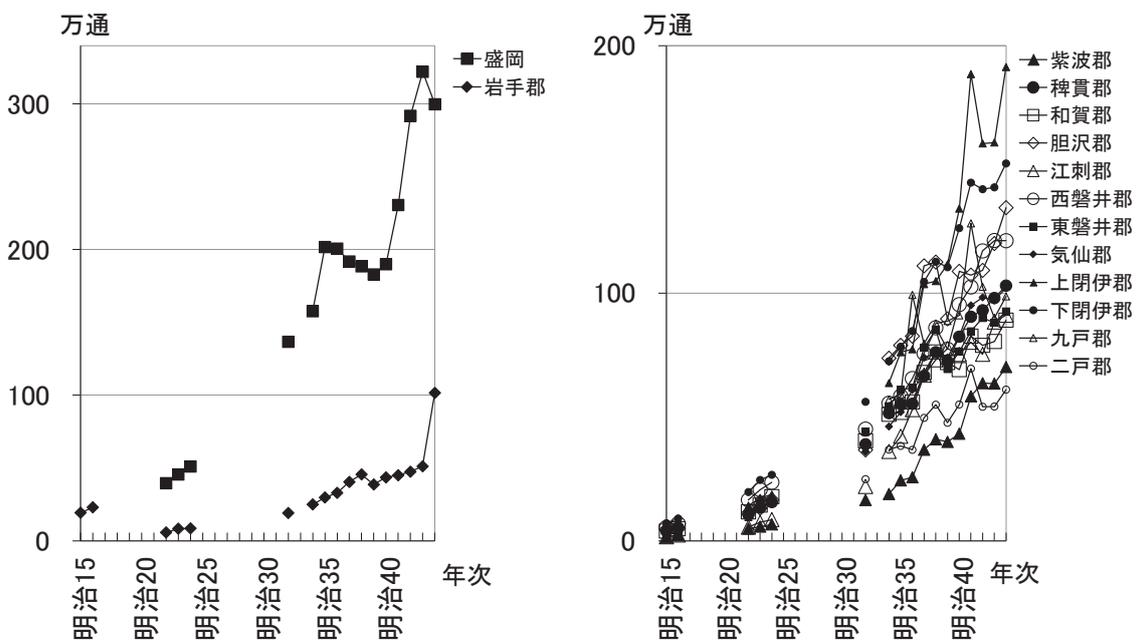


図8 岩手県の市郡別通常郵便物数（配達）

方とも40年から42年にかけて減少し44年までにほぼ回復した（図12参照）。

これらから、この時期の人口増加は郵便利用を押し上げる要因となるとはいえ、人口および産業別生産額については個別の年度の郵便利用の細かい変動の要因となるような関係は認められなかった。

5 九戸郡の郵便局ネットワークの推移

明治前期に2段の増加の後に大きな調整（統廃合）に入った同県の郵便局ネットワークであるが、その1段目の明治13年（1880）に県独自の公便送達方法から郵便利用に切り替えた際、そのルート末端の扱所の閉鎖の影響がうかがわれた種市郵便局の所在地を含む九戸郡に着目

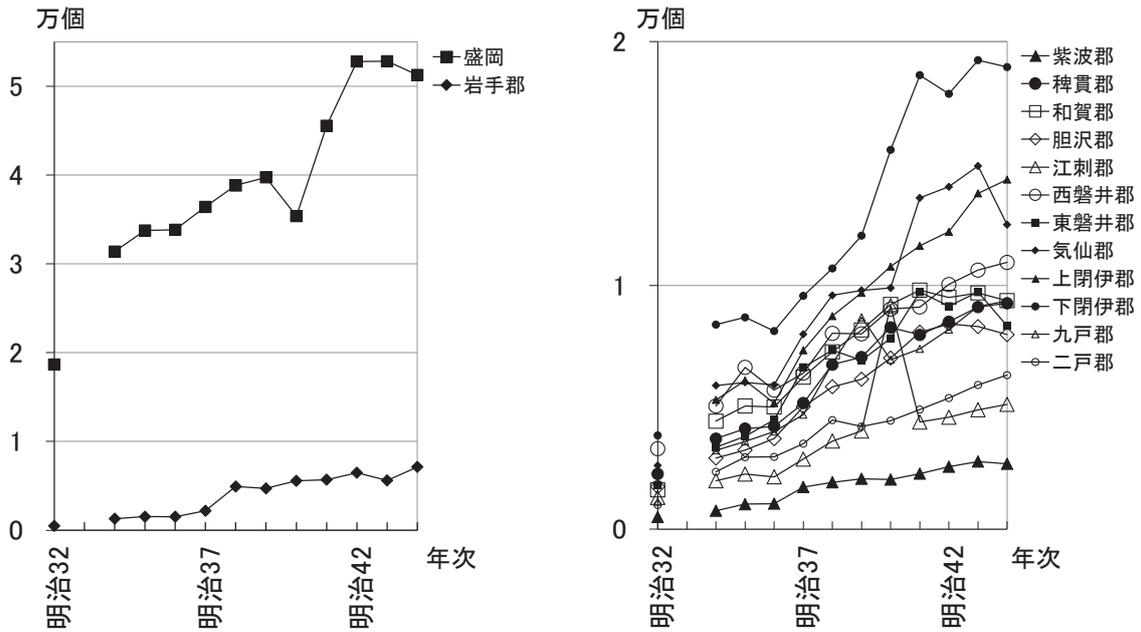


図9 岩手県の市郡別小包郵便物の個数 (引受)

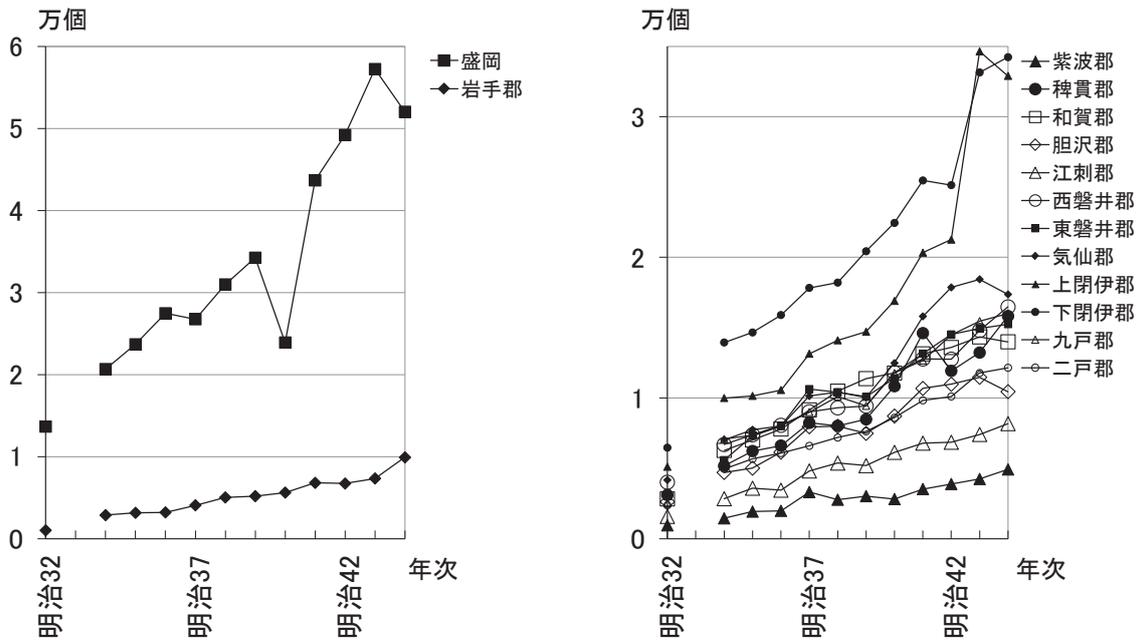


図10 岩手県の市郡別小包郵便物の個数 (配達)

し、明治期の郵便局ネットワークの伸展状況をみていくこととする。

まず、同県で郵便が開始された5年から当初のピークを超えて統廃合が進められた18年までの状況を見ると図13のとおりである。5年には未だ北九戸郡内に郵便局は設置されなかった。近隣で設置されたのは後に九戸郡として同じ郡内となる南九戸郡の久慈局 (◎) のみで、その後6年に大野および宇部の2局 (●)、7年に軽米、伊保内および葛巻の3局 (■)、9年に観音林 (□) が開局した。観音林は13年6月末に廃局して翌日に種市 (○) が開局したがその種市も17年には廃局となった。16年には北侍浜 (◇) および関 (◆) が開局したが北侍浜は翌年廃局、17年には小軽米 (△) が開局したがこれも翌年には廃局となった。

次に、明治末までの状況を見ると図14のとおりである。18年時点の設置局 (◎) に続いて22年には種市 (○、後に▲に移転) の再置があり、24年には侍浜 (▲) が開局したがその後し

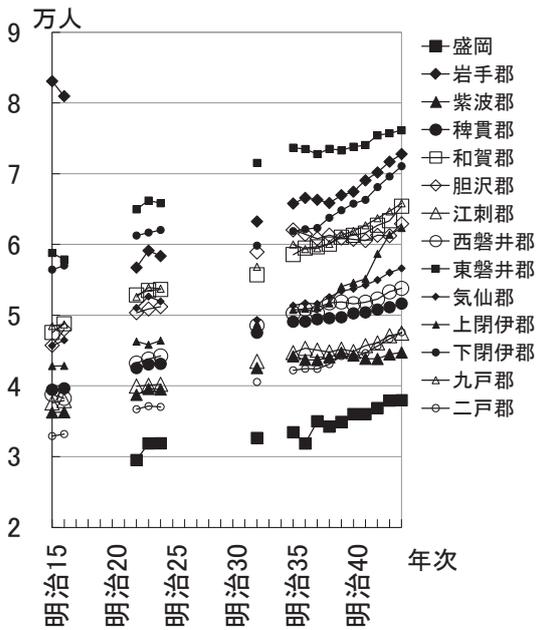
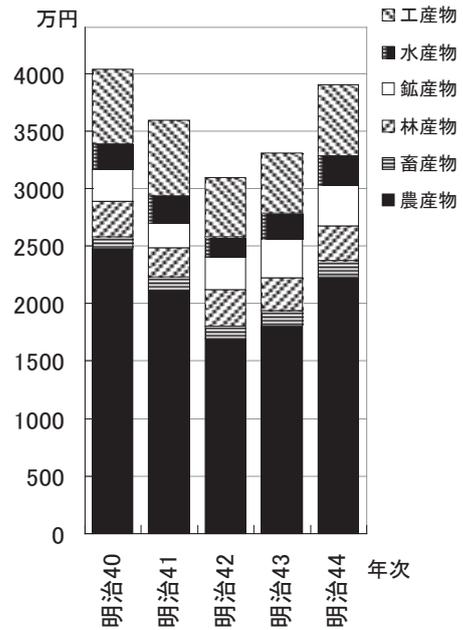


図11 岩手県の市郡別人口



出所：『岩手県統計書』明治44年の「生産力累年比較」グラフより作成。

図12 岩手県の産業別の生産額



出所：『郵便線路図』ならびに山口（1980）および田辺編近辻校訂（2015）より作成。図14も同じ。

図13 九戸郡の郵便局ネットワークの状況（明治5年～18年）

ばらくは動きがなく、8年後の32年になって久慈湊（▲）が、35年に大川目と戸鎖の2局（▲）が、37年に野田（◆）が開局した後、さらに8年後の45年の晴山（◆）の開局で明治末に至った。これらの増加局のうち久慈湊、大川目（三日町）および野田は集配を行なわない郵便局であり、この時期に窓口機能に着目した郵便ネットワークの充実が図られていたことがうかがわれる。

なお、明治期を通じて比較的変動幅の少ないこの地域にあって種市の短期間での廃止および

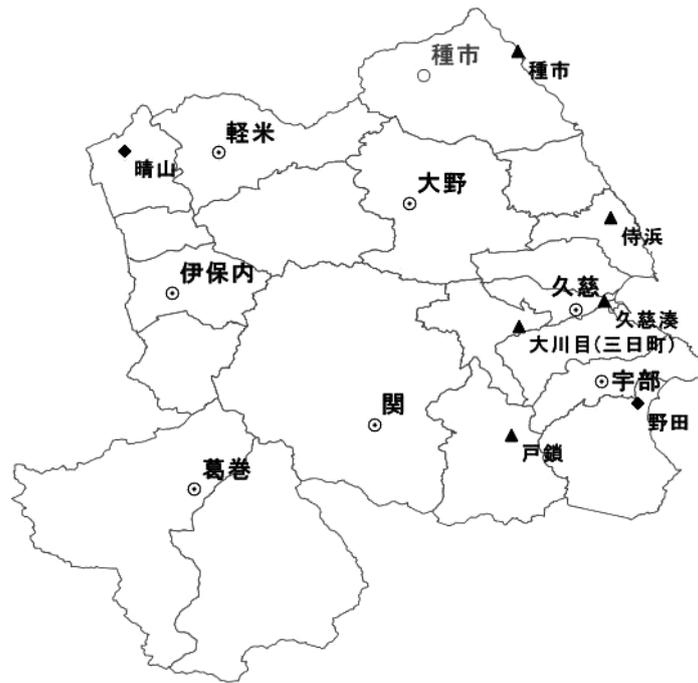


図14 九戸郡の郵便局ネットワークの状況（明治18年～45年）

再置は目立つものであった。18年3月調べの『郵便区画町村便覧』第4巻162丁以降によれば種市村は大野郵便局の市外として掲載されており、17年の廃局後の事務については同局に引き継いだことが分かる。22年と24年の種市郵便局を郵便地図でみると種市山の南側に位置しており、再置後も17年の廃局前の地域に設置されたものとみえる。その後同局は村内で移転したようで翌25年の郵便地図には種市局が種市山の南側と東側の海岸寄りの2か所に掲載されている。25年4月現在の『郵便区画町村便覧』の北九戸郡をみると、種市郵便局の市内は現在の洋野町役場種市支所等が所在する地域の「荒津内」とされており、それ以外の「種市村（市内の字荒津内を除く）」地域が市外とされていた。13年当初からの設置地域の「城内」は後者の地域に属しており、この時点で移転が完了していたことが分かる。

なお、17年には同県で従前の戸長役場を廃して管轄を再編したが（17年8月22日県甲達第78号）、種市村は種市村外6か村の戸長役場の所在地であり、この時期に地域内でのポテンシャルが低下したわけではないことが推察される。22年4月1日に従来の各村を合併分離して町村を置くこととなった際も、先述の7ヶ村聯合から侍浜村および中野村と種市村に分離した。このように、種市村はこの時期一貫して特定の地域での中心的な存在であったと推測され、種市郵便局を廃止する理由は地域の社会・経済情勢には見当たらない。また、郵便局長を担った梅内家の一族の新規事業等による繁忙や家業の廃業等の変動情報は見当たらず引き続き地域に健在であった。17年は逓信総官から地方監察掛あてに「7月1日から置局見直し」の達（17年2月16日 規17第1797号）が出された年であり、6月30日で種市郵便局が廃止となった時期からみて、この時期の他の地域の廃止郵便局と同様、その方針による調整の結果であるとみるのが妥当と考える。

6 種市郵便局長の変遷

種市郵便局は前述のとおり明治13年（1880）7月1日に設置された郵便局である。当初は内陸側の城内地域に所在し、当初から集配機能を有していた。種市町史編さん委員会（2000）の

明治14年1月7日の項には「北九戸郡種市村郵便取扱役村上宗七郎職ヲ辞シ、同村梅内吉三郎ヲ以テ後役ト為ス。」とあり、設置から半年後に郵便取扱役の交替があった。この梅内吉三郎は郵政省編（1971a）に採録の「郵便取扱役姓名録 明治十四年」に四等郵便取扱役として記載されている者であるが、17年6月30日に廃局となった際の郵便取扱役は後述のとおり東京日日新聞に梅内小吉（梅内家文書に梅内小平）とあり、廃局までに再度の交替があった。

[設置の駅通局達]（郵政省（1969）272ページに採録）

梓調第87号

郵便取扱役

明治十三年日本帝国郵便規則中郵便局増減地名改称正誤及ヒ為替取扱所貯金預所増置左之通有之候條此段相達候事

明治十三年七月

駅通総官前島密

五等郵便局開設

……同国（陸中国：引用者注）

北九戸郡

種市

[廃局に伴う郵便取扱役の公表]

東京日日新聞 明治17年11月18日 第3884号 6 ページ下段左

○ 郵便取扱役変換新任廃局等の表の「廃局の部」

月日	等級	管轄名	国名	地名	姓名
六月卅日	免四等	岩手	陸中	種市	梅内小吉

これらの者のうち、記録の確認ができる「梅内家文書」によれば、同家は旧種市村の海岸より数km内陸にある城内地域に所在しており、6年の「乍恐以書附奉願上候」とする文書にはその連名中に副戸長梅内小吉とある。同家文書には、8年7月に国有林野の境界に関して、その土地は先祖伝来の地にして、として4件（計6町歩超）の土地について行政に申し出た写しがあり同家が山林を有していたことが分かる。また、田畑も有しており、細かい年代は不詳であるが明治期の同家文書に綴り込みのある「種市村小高調 131戸（1戸分欠番）」中に城内所在の梅内3家が、村内のそれぞれ第4位（梅内九兵衛家、5石6斗6升）、第53位（梅内幸次郎¹⁶家、1石7斗7升）および第64位（梅内小十郎家、1石4斗5升）とあり、3家合わせると村内第1位の石高（8石3斗4升）を超える村内屈指の家系であったことがうかがわれる¹⁷。同家文書には梅内家が副戸長を辞した後の時代の近隣数軒分の供出や納税の控え等も保存されており、幸次郎が種市村畜牛組合代表を務めていた記録もある。種市町史編さん委員会（2000）の15年1月30日の項には近隣地域と調整のできなかつた下草の刈り採り場についての種市村城内地域の者68人連名による嘆願書が縣令あてに提出された旨の記述があるが、その中に「伍長惣代梅内小十郎」の名がみえる。この家系が副戸長を辞した後もこの地域の中で一定の位置を有

16 同家文書の24年2月には幸次郎の次男の埋葬認許証御下附願があり、その中に「北九戸郡種市村式番戸 平民梅内小平長男幸次郎」とある。

17 石井（2020）は、諸府県に設置された三等郵便局長の経済力を全国一律の基準である国税納入額で推定した。その上で所得税の支払いのなかつた郵便局長にも言及し「彼らの背後には有力な所得税納入者が控えており、両者の関係を無視することはできない。」と指摘している。

し、責務を果たしていたことがうかがえる。

郵便取扱役の交替に関する記録はないが、関連すると考えられる資料として、吉三郎の戸主交替の文書の写し（又は下書き）が残されている。具体的な年月日の明記はないが、同家文書の14年から15年と推測される綴の中に「私聳右養子吉三郎儀相続向不都合ニ付戸主には次男菊司を届けたく」との養父梅内永治名のものがある。それより踏み込んだ内容のものは見当たらないが、このような流れの中で郵便取扱役の交替もあったことが推測される。前出の種市町史編さん委員会（2000）の15年4月16日の項には「北九戸郡種市郵便取扱役免職ニ因リ、同村梅内小平其選ニ当ル」とある。また、廃局の際の東京日日新聞への掲載情報では前述のように郵便取扱役は梅内小吉とされているが、同家文書群には17年7月21日付けの「右之通廃局ニ付郵便経費残務御勘定取調進達仕候成」として「陸中国北九戸郡種市村 旧種市郵便局取扱役 梅内小平」と署名した写しが残されている（ちなみにその書面では諸費差し引きで「金貳拾円七拾貳銭貳厘 過」を報告した）。

その後、22年12月に再置された際の情報が種市町史編さん委員会（2001）の22年12月13日の項にあり、12月16日から菅原隆局長⁽¹⁸⁾が就任した。

種市郵便局開設及同局長叙任ノ通知

盛岡郵便電信局

盛郵第365号

本月十六日ヨリ陸中国北九戸郡種市村ニ種市郵便局開設相成、同局長ハ同国同郡白前村十八番戸菅原隆判任十等ニ任叙相成候条此段及御通牒候成

明治二十二年十二月十三日

盛岡郵便電信局 印

岩手県御中

さらに、25年には以下のとおり再度局長の交替があり相模喜三郎局長⁽¹⁹⁾が就任した。

一種市郵便局長任免之通知

盛岡郵便電信局長

陸中国種市郵便局長菅原隆依願免官ニ付、後任ハ北九戸郡種市村六十二番戸相模喜三郎へ被命候条、此段及御通牒候也

明治廿五年一月十八日

盛岡郵便電信局長 坂井次永 印

岩手県知事 服部一三殿

この両氏のうち菅原については情報が確認できないが、相模については前述の「種市村小高調 131戸（1戸分欠番）」中に瀧沢所在の村内第51位（1石7斗8升）として相模喜三郎本人の氏名の掲載があり、第53位の梅内幸次郎家（1石7斗7升）とほぼ同程度の田畑生産高の家であったことが認められた。

18 内閣官報局（1890）の明治23年12月10日現在の管制に定められた各官庁の職員および重要な職員を掲載した『職員録』にも、盛岡郵便電信局監督区管内の三等郵便局長の六等（下）の陸中国の項に「種市 菅原隆」とある。

19 内閣官報局（1895）の明治28年11月10日調査の各官庁の高等官および判任官その他重要な職員を掲載した『職員録 甲』にも、青森郵便電信局管轄区域内の三等郵便局長の九級の陸中国の項に「種市 相模喜三郎」とある。

7 まとめ

以上みてきたように、郵便が開始された明治5年（1872）7月当初は枝道扱いとされた岩手県北部においても、多くの先行研究が指摘するように郵便制度の導入前から藩内の街道や往還と伝馬継所による交通・通信網が存在し、在郷町や主要村との公用便の伝達ルートを使って平常時の情報伝達が行なわれており、急を要する場合は飛脚を用いることもあった。このような下地の上に実施された同県の郵便ではあったが、開始当初は府県レベルの公用便さえも取り込むことはできず、それ以降しばらくの間は県庁一郡役所間の同県独自の公用便送達の仕組みや町村レベルでの公用便送達の仕組みが存在しており、それらの郵便利用への切り替えは13年と16年の2段階で実施された。具体的には、13年の際は県庁一郡役所間のものに限られ、16年の同県管内の約束郵便の利用に至って町村レベルのものまでの全面的な切り替えとなった。それらに伴う郵便局の増置があり、特に、16年には200か所余りの函場の増設とともに郵便局市外において郵便物の有無にかかわらず隔日の巡回が実施され、郵便のサービスレベルの向上があった。このようなことがあって県、郡および町村段階での各公用便の求めるサービスレベルに達した郵便であったからこそ、利用の切り替えが行なわれたといえよう。また、13年の切り替え前後の送達費用の検討から、公用便の発送日が自由選択可能となることを前提に隔日発送を仮定したとしても切り替え前の仕組みであれば直接の輸送費用のみで県が駅通局と契約を結んで支払うこととした年間1,500円を超える費用が必要だったであろうことが明らかとなり、これまで定性的に述べられることの多かった府県等独自の公用便の使用から郵便利用への切り替え要因に加えて、経済合理性の視点からもその切り替えが肯定し得るものであることが確認できた。さらに、郡別に郵便局数、函場、郵便物数、人口および産業の推移をみたところ、郵便局数については東磐井郡での16年の急増と18年までの急減が特異であってその内容は13年設置の1局と16年設置の5局が17年6月に4局ならびに18年1月および7月に各1局廃止されたものであったこと、物数・個数については40年台に横ばいや減少が見られること、人口については明治末に向けて緩やかに増加傾向が見られること、産業別では40年台のみであるが生産額の過半は農業が占めており40年からの減少が44年までにほぼ回復したことなどが確認できたものの、人口や産業別生産額について個別年次の郵便利用の変動を説明し得るような関係は認められなかった。さらに、13年の県独自の公便遞送方法から郵便利用に切り替えた際に従前のルートの末端の扱所の閉鎖の影響がうかがわれた種市郵便局の所在する九戸郡に着目し、明治期の郵便局ネットワークの伸展状況をみると、郵便の開始当初は維新前からの在郷町や主要な伝馬継所をなぞるように郵便局ネットワークが伸展していき、30年台以降は窓口機能に着目した郵便ネットワークの充実が図られていたこともうかがわれた。比較的緩やかに進行した同郡の郵便局ネットワークの伸展にあって種市郵便局の廃止および再置は注目に値するものであった。廃止当時の所在地はこの時期一貫して特定の地域での中心的な存在であったと推測されることや郵便局長を担った一族にその時期の特異な繁忙や家業の廃業等の事情が見当たらないことから、その廃止は社会・経済的な理由や郵便局長の家系の個別事情によるものではなく、この時期の他の地域の郵便局の廃止と同様に郵便局ネットワークの見直しという中央政府の方針によるものとみるのが妥当と考える。この時期、全国的に郵便局ネットワークの濃淡が是正されており、種市郵便局もその一貫で一旦廃局となったが、種市村は引き続き近隣地域の中で中心的な位置を占めており、その後の郵便利用の浸透による需要の増加等を受けていち早く再置が実現したのではなかろうか。最後に、郵便局ネットワークを担った人々として種市郵便局の郵便取扱役をみると、その一族は山林田畑を有し一族を合わせた田畑の生産高は村内屈指のもので

あったこと、明治の早期には副戸長を担いその後もその地域で代表的な役割を果たしていた一族の者であったこと、および再置後の確認ができた局長の1人はこれら一族のうちの1者の家と同程度の田畑の生産高の者であったことが確認できた。

※ 本稿は2020年度に郵政博物館において実施された「郵政歴史文化研究会」の第1分科会において報告した内容を基に加筆・修正したものです。発表の際、同分科会の主査である石井寛治東京大学名誉教授および出席者の方々から多くの貴重な御示唆をいただきました。また、査読時に匿名のレフェリーの先生から貴重なコメントをいただきました。さらに、梅内家文書の閲覧等に際しては洋野町立種市歴史民俗資料館から便宜をいただきました。深く感謝申し上げます。

【参考文献】

- 石井寛治 (2020) 「三等郵便局長の経済的地位」『郵便史研究』第50号、郵便史研究会紀要、1-13ページ
- 岩手県教育会九戸郡部会編 (1936) 『九戸郡誌』臨川書店 (昭和61年11月10日 復刻版)
- 井上卓朗 (2011) 「日本における近代郵便の成立過程 — 公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成 —」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、第2号、18-54ページ
- 岩手県 (1963) 『岩手県史 第五巻 近世篇2』杜陵印刷
- 小原宏 (2015) 「明治前期における郵便局ネットワークの調整が郵便局経営に与えた影響 — 筑前国甘木郵便局を事例として —」『郵政博物館 研究紀要』第6号、通信文化協会博物館部、32-56ページ
- (2017) 「明治期における郵便局ネットワークの伸展と調整」『郵政博物館 研究紀要』第8号、通信文化協会、8-23ページ
- (2018) 「明治期における和歌山県の郵便局ネットワークの伸展」『郵政博物館 研究紀要』第9号、通信文化協会、46-62ページ
- (2020) 「明治期における奈良県の郵便ネットワークの伸展」『郵政博物館 研究紀要』第11号、通信文化協会、75-93ページ
- 田辺卓躬編、近辻喜一校訂 (2015) 『新版・明治郵便局名録』鳴海
- 種市町史編さん委員会 (2000) 『種市町史 第七巻資料編七 (明治元年～十五年)』種市町
- (2001) 『種市町史 第八巻資料編八 (明治十六年～三十年)』種市町
- (2006) 『種市町史 第六巻通史編 (上)』洋野町
- 田原啓祐 (1999) 「明治期における郵便事業の展開と公用郵便 — 滋賀県の事例を中心として —」『経済学雑誌』大阪市立大学経済学会、100(2)、99-113ページ
- 通信省 (1892) 『郵便区画町村便覧 卷之二』
- 近辻喜一 (2018) 「データシート 郵便局の増置と特別郵便」『郵便史研究』郵便史研究会、第45号、46-47ページ (「表1 特別郵便実施日と郵便局増設日」の岩手県の実施日は「△」(実施日不詳)とあり)
- 内閣官報局 (1890) 『職員録 甲』
- (1895) 『職員録 甲』
- 農商務省駅通局 (1885) 『郵便区画町村便覧 第4巻』
- 函館市 (1980) 『通説編第1巻』 (特に第3編古代・中世・近世 第3章幕府直轄下の箱館 第5

節幕府の生産・流通統制)

藪内吉彦 (1975) 『日本郵便創業史 一飛脚から郵便へ一』 雄山閣出版

山形村誌編さん委員会 (2013) 『山形村誌 第二巻 史料編』 久慈市

山口修 (1980) 『全国郵便局沿革録 明治篇』 日本郵趣出版

郵政省 (1969) 『郵政百年史資料 第十巻 駅通明鑑 (郵便上)』 吉川弘文館

郵政省 (1971a) 『郵政百年史資料 第二十四巻 職員関係資料』 吉川弘文館

郵政省 (1971b) 『郵政百年史資料 第三十巻 郵政統計資料、駅通局統計書、郵政百年史資料
総目次』 吉川弘文館

【その他の史料】

『岩手県史料43 明治16年丙達』 (国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp>))

『岩手県史料44 明治16年丙達 貳』 (国立公文書館デジタルアーカイブ (URLは同上))

『岩手県史料45 明治16年甲布達』 (国立公文書館デジタルアーカイブ (URLは同上))

『岩手県統計表』 明治14年 (国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp>))

『岩手県統計書』 明治15、16、22、23、24、32、34～44年 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))

『岩手県布達全書 明治八年 五』 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))

『岩手県布達全書 明治十二年 二』 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))

「梅内家文書」 洋野町立種市歴史民俗資料館 (2020年2月8日閲覧・撮影)

『太政類典 第六類』 第二編第百八十六巻運漕十二陸運郵便一 (国立公文書館デジタルアーカイブ (URLは同上))

東京日日新聞 明治17年11月18日「郵便取扱役変換新任廃局等」の表

内閣文庫『府県史料 青森県歴史 第十二冊』「政治部 駅通」 (国立公文書館デジタルアーカイブ (URLは同上))

——『岩手県史 卷之十一』 (政治部第十二 駅通) (国立公文書館デジタルアーカイブ (URLは同上))

『明治十三年中岩手県布達全書』 岩手県庶務課 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))

「明治五年一月頃 郵便線路縮図 陸前国、陸中国及び陸奥国」 (郵政博物館蔵、整理番号 B C - A - 1)

「明治十二・十三年 郵便線路図 岩手県」 (郵政博物館蔵、整理番号 B C - A - 15)

「明治十六年 郵便線路図 岩手県」 (郵政博物館蔵、整理番号 B C - A - 21)

「明治二十二年 郵便線路図 岩手県」 (郵政博物館蔵、整理番号 B C - A - 36)

「明治二十四年 郵便線路図 岩手県ノ一、二」 (郵政博物館蔵、整理番号 B C - A - 39)

「明治二十五年 郵便線路図 岩手県」 (郵政博物館蔵、整理番号 B C - A - 40)

「明治四十四年 郵便線路図全 青森監督区内 其ノ二」 (郵政博物館蔵、整理番号 B C - A - 65)

※ オンラインで公開されている資料の最終閲覧日はいずれも2020年11月3日です。

※ 本稿の地図情報は、国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト

(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v2_4.html#prefecture03)

の「国土地理院(行政区域データ)大正9年岩手県 国土交通省」(令和2年11月8日取得)を加工して作成しました。それらを使用した各図の境界線は当時のものであり、地域のつながりの参考の一つとして表示したものであり、各郵便局の担当地域とは異なるものです。

(おばら こう 郵便史研究会会員)